

## 平成 30 年度広島県最低賃金審議会がスタートしました

第 516 回広島地方最低賃金審議会が7月2日(月)に開催され、川口達三広島労働局長から三井正信会長に諮問文が手交されました。

これにより第 53 期広島地方最低賃金審議会の委員による広島県最低賃金の改正審議がスタートしました。

今後、現行時間額 818 円の広島県最低賃金については、7 月末頃、中央最低賃金審議会から目安額の伝達を受けて、広島県における「生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」を考慮しながら、8 月にかけて審議が行われ、改定が決定される予定です。



諮問文を受け取る三井会長

なお、今年度の広島県最低賃金改定の発効は、10 月 1 日を目標としています。さらに 8 業種の広島県特定(産業別)最低賃金の改定については、12 月末日の発効を目標として、10 月から 11 月にかけて審議が行われる予定です。



第 516 回広島地方最低賃金審議会の風景